

江東区小名木川児童館
指定管理者(候補者)の推薦について

令和7年8月

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
(児童館・きつずクラブ合同専門部会)

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 1
III	選定方法	．．．．．	P 2
IV	選定結果	．．．．．	P 3

《 参考資料 》

選定基準	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 0	
第一次審査	評価基準	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 1
	審査結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 2
第二次審査	評価基準	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 5
	審査結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 6
総合結果	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P 1 8	

I 施設の概要

1 施設概要

江東区小名木川児童館

所在地 東京都江東区北砂五丁目20番5-101号
設置の目的 児童の健全な育成を図るため。
設置条例 江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）
設置時期 昭和56年4月15日（平成29年度大規模改修）

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名称 株式会社マミー・インターナショナル（以下、A法人と表記）
所在地 神奈川県横浜市中区桜木町1-1
グランビュービル5階
代表者 代表理事 伊藤 勝康
従業員数 1,561名（非常勤含）
資本金 3,000万円
江東区における事業実績 千田福社会館・児童館
認可保育所 4園
江東きっずクラブ 14施設

(2) 名称

(以下、B法人と表記)

所在地

代表者

従業員数

資本金

江東区における事業実績

Ⅲ 候補者選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募法人（2 法人）による応募申込み時の提出書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、両法人とも配点の 6 割以上の得点を獲得したため、第一次審査通過とした。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した 2 法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和 7 年 4 月 23 日	第 1 回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	募集要項（案）選定基準（案）評価基準（案）及び審査手順（案）の決定
令和 7 年 5 月 12 日	第 1 回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準及び審査手順の決定
令和 7 年 5 月 13 日		公募開始
令和 7 年 6 月 13 日		公募締め切り
令和 7 年 7 月 3 日	第 2 回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	第一次審査通過法人決定
令和 7 年 7 月 10 日 令和 7 年 7 月 16 日		第一次審査通過法人現地視察及びプレゼンテーション
令和 7 年 8 月 1 日	第 3 回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

3 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会

	職 名	氏 名
部会長	こども未来部長	堀田 誠
副部会長	教育委員会事務局次長	青柳 幸恵
部会員	こども未来部 こども家庭支援課長	松村 浩士
〃	教育委員会事務局 地域教育課長	大田 修一
〃	こども未来部 こども家庭支援課 幹事児童館長	松村 みゆき
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

施設見学会参加事業者数 4 法人

申込み事業者数 2 法人

2 第一次審査の結果(書類審査)

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

株式会社マミー・インターナショナル A法人

B法人

評 価 項 目	合計点	A 法人（平均）	B 法人（平均）
I. 受託する姿勢や意欲	10	7.8	7.4
II. 受託施設の運営に関する考え方	40	30.8	27.2
III. 区民サービスに関する考え方	140	109.4	92.6
VI. 児童館事業の運営の考え方	70	52.8	53
V. 受託施設における地域との関わりに対する考え方	40	30.4	18.6
VI. 開設前の準備	5	3.4	3.6
VII. 法人運営状況	65	44.8	50.2
VIII. 特記事項	10	9	8.6
合 計	380	288	261

3 第二次審査の結果(プレゼンテーション・ヒアリング)

評価項目		合計点	A法人	B法人
Ⅰ. 施設視察	1 施設の環境	50	38.4	38
	2 利用者への働きかけ	20	15.6	15.2
	3 衛生環境	40	29.6	28.4
	4 安全管理	20	14.4	12.8
	5 個人情報保護	20	16.8	16.0
Ⅱ. プレゼンテーション	1 経営理念・運営方針	60	48.8	49.6
	2 法人の運営体制	60	46.4	48.0
	3 施設運営	120	88.8	92.8
	4 地域共生社会の推進	60	46.8	46.8
	5 計画の実現性	50	40.8	41.6
合 計		500	386	389

4 総合結果

評価項目	合計点	A法人	B法人
第一次審査	380	288	261
第二次審査	500	386	389
合 計	880	674	650
評価段階		B	B

5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	株式会社マミー・インターナショナル	現在の指定管理者であり、審査全体を通じて区の児童館の運営方針を理解している。また外国人利用者の多い地域の特徴に合わせた運営を行っており、引き続き地域との信頼関係が高い運営が期待できる。
B法人		他自治体での運営実績が豊富で、プレゼンテーションの提案は全体を通じて高評価であった。一方、書類審査においては、外国人利用者が多い館の特徴を踏まえた利用者・地域との関わり方、区民サービスのあり方についての理解がやや乏しい面が散見された。

6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての評価
A法人	株式会社マミー・インターナショナル	
B 法人		

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり（P 6・7）

7 外部有識者への意見聴取

（1）児童館

氏 名：

略 歴：

意見等：P 8 参照

令和7年8月1日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
児童館・きッズクラブ合同専門部会 部会長殿

江東区小名木川児童館指定管理者における指定管理候補者の推薦について

表記の件について、次のとおり意見を付します。

公募期間や周知方法は、募集要項に基づいて適切に実施されている。財務状況審査については、専門家の判断を仰ぐなどして正しい手順を踏んでいる。また、第一次、第二次審査共に、選定基準に基づき、適正に行われている。

第一次審査の平均得点、第二次審査の施設視察の5項目全てで推薦される法人が上回り、総合点のみならず、事業運営での優位さも見受けられ、適正な結果である。

今回推薦された法人は、2期目の指定管理期間を迎えることになるが、千田福祉会館・児童館等で指定管理者を実施している経験を活かし、地域や利用者との信頼関係を構築し、また一時預かりサービスにおいても質の高いサービスを実施している。

引き続き周辺地域の特性を十分考慮した児童館運営を行うと共に、既存の事業の更なる発展に努め、より地域に根ざした利用者に親しまれる施設となるように努力して欲しい。

今年度新たに改正・施行された児童館ガイドラインでは、こどもの居場所づくりやこどもの権利擁護、性被害防止に適切に対応できるよう体制構築が求められている。法人にはこれらのこどもを取り巻く環境や社会情勢を踏まえて、今後の事業運営を行っていただきたい。

また近年、こどもの権利を侵害する事例が全国的に報道されており、運営法人に対しては、コンプライアンス順守の一層の徹底を図られたい。

氏名

江東区小名木川児童館選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定することとなっている。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) その他区長等が必要と認める事項

当該条例の定めに従い、今回、応募された申請については、次の項目に基づき審査を行う。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 児童館の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 児童館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 児童館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) 児童館の事業計画が区の方針を理解したものであること
- (6) 児童館の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること